託送供給約款の変更の認可について

関東経済産業局長から、京葉瓦斯株式会社(法人番号 8040001026108)によるガス事業法第48条第2項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。)における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

官印省略20181225関東第 43 号平成31年月9日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について(回答)

平成30年12月25日付け20181016 関東第27号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可の申請については、認可することに異存はありません。